

平成 29 年 第 5 回

志布志市農業委員会総会会議録

志布志市農業委員会

平成 29 年第 5 回農業委員会総会会議録

召集年月日	平成 29 年 5 月 19 日 (金)					
召集の場所	志布志市松山支所 2 階会議室					
開閉会の日時 及び宣言	開会	平成 29 年 5 月 19 日 午前 9 時 30 分				
	閉会	平成 29 年 5 月 19 日 午前 11 時 10 分				
応(不応)招 委員並びに 欠席委員  ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	橋口 美一	○	18	道山 幸治	○
	2	上野 紀男	○	19	長岡 耕二	○
	3	中村 正人	○	20	—	—
	4	山下 昭一	○	21	萩迫 修作	○
	5	立山 富士雄	○	22	南 眞太郎	○
	6	隈元 健二	○	23	原田 純一	○
	7	吉松 弘文	○	24	内村 さとみ	○
	8	前迫 重郎	○	25	小園 義行	○
	9	樽野 利秋	○	26	吉野 寅三	○
	10	谷口 泉	○	27	坪山 博志	○
	11	諏訪 光一	○	28	福重 彰史	○
	12	野口 昭浩	○	29	青山 浩二	○
	13	白坂 正治	○			
	14	福岡 裕幸	○			
	15	中之内 瑞穂	○			
	16	西江園 明	○			
	17	大迫 一郎	○			
会議録署名委員	席番 25 番	小園 義行		席番 26 番	吉野 寅三	
職務のため出席 した者職氏名	事務局長	福岡		次長兼農地係長	桑迫	
	主幹兼係長	新村		主任主査	永野	
	主任主査	中尾		主任主査	大野	
委員会日程名	別紙のとおり					

<p>会議に付した 事 件</p>	<p>議案第 37 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</p> <p>議案第 38 号 農業振興地域整備計画変更協議に係る意見について</p> <p>議案第 39 号 農地転用事業計画変更申請の承認について</p> <p>議案第 40 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について</p> <p>議案第 41 号 非農地証明願の承認について</p> <p>議案第 42 号 非農地証明願に伴う調査委員の指名について</p> <p>議案第 43 号 農用地利用集積計画決定について</p> <p>議案第 44 号 農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名について</p> <p>議案第 45 号 農業委員会活動の平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について</p> <p>議案第 46 号 農業委員会活動の平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について</p>
-----------------------	---

議長	山下	ただいまから、平成 29 年第 5 回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。
議長	山下	<p>それでは、日程第 1、会議録署名委員の指名をいたします。</p> <p>志布志市農業委員会、会議規則第 24 条の規定により、席番 25 番、小園委員と、席番 26 番、吉野委員を指名いたします。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>次に日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。</p> <p>お諮りします。会期は本日 1 日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。よって会期は、本日 1 日限りと決定いたします。</p> <p>次に日程第 3、休会中の報告を行います。</p> <p>最初に、幹旋の経過につきまして、谷口委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	谷口	3 月の総会で依頼のありました〇〇さんの畑ですが、現在のところ譲受人と価格の面でまだ成立にいたっておりません。今後もあっせん活動を続けたいと思います。
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、立山委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	立山	4 月の総会であっせん依頼のありました〇〇さんの件ですが、現在上野委員と二人であっせん活動中です。まだ価格面で折り合いがついておりませんが、今後も継続してあっせん活動を続けたいと思います。
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、原田委員の報告をお願いいたします。</p> <p>2 件、一緒をお願いします。</p>
委員	原田	<p>先月の総会で依頼を受けました、〇〇さんのあっせんですが、今後ともあっせん活動を行なっていきたいと思っております。</p> <p>次に、〇〇さんのあっせんですが、あっせんが成立いたしましたので、報告いたします。</p> <p>譲渡者、あっせん農地、譲受者は、4 ページの資料のとおりでございます。ご参照下さい。</p> <p>譲受者の〇〇さんは、お茶の専業農家で、あっせん成立は平成 29 年 4 月 29 日、あっせん委員は樽野委員と私でございました。あっせん価格は</p>

<p>議長 山下</p>	<p>10a 当たり 40 万円でした。以上報告を終わります。</p> <p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、萩迫委員の報告をお願いいたします。</p>
<p>委員 萩迫</p>	<p>はい、議長</p> <p>〇〇さんのあっせん件ですが、成立いたしましたので、ご報告いたします。</p> <p>譲渡人は有明町伊崎田の〇〇さんで、譲受人は同じく、有明町伊崎田にお住まいの〇〇さんです。あっせん農地は記載のとおりでございます。譲受人の〇〇さんは、お茶の専業農家であっせん地にはお茶を定植する予定とのことでした。あっせん成立日は4月21日で、あっせん委員は私と青山委員で、あっせん価格は10a 当たり 50 万円でした。</p> <p>以上で終わります。</p>
<p>議長 山下</p>	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、私の関係分について、報告いたします。</p> <p>5月10日、鹿児島県農業会議の監査及び理事会が鹿児島県庁において開催されました。</p> <p>次に、日程第4、議案第37号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>今回は、9件の申請でございます。</p> <p>まず、6ページ、番号55番を審議いたします。</p> <p>谷口委員説明をお願いいたします。</p>
<p>委員 谷口</p>	<p>会長より依頼のありました、番号55番を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、宮崎県都城市梅北町〇〇番地〇〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市松山町新橋〇〇番地〇〇表集落にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、松山支所前の県道塗木大隅線を志布志方向へ500メートルのところから市道川路線を北へ3キロ行き、表集落の〇〇さんの北側にあたります。</p> <p>本人宅からは、2分のところにあります。</p> <p>〇〇さんは、妻と2人で甘藷と水稻を栽培しております。申請地には水稻を作付けするとのことでした。</p> <p>農機具は、トラクター1台、自走田植機1台、ハーベスター1台を保有</p>

		<p>しております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われま。また周囲の状況からも支障はないと思われま。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号56番を審議いたします。</p> <p>大迫委員説明をお願いいたします。</p>
委員	大迫	<p>会長より依頼のありました、番号56番について報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市松山町新橋〇〇番地2にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>譲受人は、志布志市松山町新橋〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、高規格道路松山インターから県道塗木大隅線を東に200メートルぐらい行き、それを500メートルぐらい行った右手になります。</p> <p>本人宅からは、車で約3分のところがございます。</p> <p>譲受人は甘藷と水稻を栽培されております。会社員で兼業農家でございます。</p> <p>農機具は、トラクター2台、甘藷掘取機を保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われま。また周囲の状況からも支障はないと思われま。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
		(異議なし)

会場 議長	委員 山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 57 番を審議いたします。</p> <p>小園委員説明をお願いいたします。</p> <p>会長から依頼のありました、57 番について報告いたします。</p>
委員	小園	<p>譲渡人は、福岡県福岡市城南区田島〇〇番 6 号にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町志布志〇〇番〇〇号にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は、志布志町帖松ケ迫で詳細は議案書に記載されているとおりです。この場所ですが、志布志町の平和自治会に伸紘ゴルフ練習場があります。それを、松山方面から右に見て、県道を進みますと大隅衛生企業の休憩所があります。そこをさらに 300 メートル程進んだ県道を挟んで左右の畑でございました。本人宅から 10 分のところにあります。</p> <p>〇〇さんは、認定農業者でありまして、ピーマン、水稻、甘藷を栽培されております。申請地にはブルーベリーや野菜を作付けしたいとのことでございました。</p> <p>又、トラクター 1 台、耕運機 1 台を保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われまます。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p> <p>(なし)</p>
会場 議長	委員 山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
会場 議長	委員 山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、7 ページ、番号 58 番を審議いたします。</p> <p>南委員説明をお願いいたします。</p> <p>会長より依頼のありました、番号 58 を報告いたします。</p>
委員	南	<p>譲渡人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、田尾橋たもとを西側の堤防を南へ 400 メートルほど行ったところの右側です。</p>

		<p>本人宅からは、約 600 メートルのところにあります。</p> <p>〇〇さんは、認定農業者であり、子牛の生産農家で飼料作物と米を栽培しており、申請地には飼料を作付けするとのことでございます。</p> <p>必用な農機具は、全て保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございませぬので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めませぬ。</p> <p>次に、番号 59 番を審議いたします。</p> <p>諏訪委員説明をお願ひいたします。</p>
委員	諏訪	<p>会長より依頼のありませぬ、番号 59 をご報告申し上げます。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地 4 にお住まいの〇〇さんでございませぬ。譲受人は、有明町蓬原〇〇番地にお住まいの〇〇さんでございませぬ。</p> <p>〇〇さんは、専業農家で申請地は議案書に記載されておるとございませぬのでご覧下さい。認定農業者であり、夫婦でキャベツとネギを主に栽培していらっしやいませぬ。申請地にもキャベツを作付けするとのことでございませぬ。親子の受贈でございませぬ。</p> <p>トラクター 4 台、耕運機、トラック 3 台、自走動噴ほかを保有されておるといませぬ。</p> <p>現地は、本人宅からは、約 2～3 分のところにあります。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方をよろしくお願ひ致します。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>



会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号 60 番を審議いたします。 同じく、諏訪委員説明をお願いいたします。
委員	諏訪	会長より依頼のありました、番号 60 番を報告させていただきます。 譲渡人は、志布志市松山町泰野〇〇番地〇〇にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地にお住まいの株式会社〇〇代表取締役〇〇さんでございます。
		申請地は議案書に記載されているとおりでございますので、ご覧をいただきたいと思えます。申請地は、自宅からは 20 分くらいかかるとのことでした。
		〇〇さんは、認定農業者でもあり、家族 5 名で茶の栽培と加工を主にされております。申請地にも茶を作付けするとのことでした。また、トラクター、管理機一式を購入する予定ということでございました。
		以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われまます。また周囲の状況からも支障はないと思われまます。
		ご審議方をよろしくお願ひします。終わります。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号 61 番を審議いたします。 同じく、諏訪委員説明をお願いいたします。
委員	諏訪	番号 61 をご報告させていただきます。 譲渡人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地 1 にお住まいの〇〇さんでございます。譲受人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地の〇〇有限会社代表取

		<p>締役の〇〇さんでございます。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりでございます。申請地の場所は、JAあおぞら福祉センターから南の方へ500メートルぐらい行った左側でございます。</p> <p>本人宅からは、2キロぐらいのところにあります。</p> <p>〇〇さんは、認定農業者であり、お茶の専業農家でございます。主に茶の栽培でございます。申請地は樹園地になっております。</p> <p>農機具は、トラクター2台、摘菜機12台、防除機4台、車29台、ほか工場を保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われま。また周囲の状況からも支障はないと思われま。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>番号62番を審議いたします。</p> <p>樽野委員説明をお願いいたします。</p>
委員	樽野	<p>会長より依頼のありました、番号62番を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、鹿屋市新生町〇〇番5号にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町野神〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所ですが、野神の三文字のところより県道を大崎の方へ少し行きますと下方限集落へ900メートル行きますと田原川の上畑橋があります。そこを過ぎたところより左へ行きますと有限会社有明淡水があります。そこを過ぎたところの右側のところ。本人宅からは東へ2キロぐらいのところにあります。</p> <p>〇〇さんは、お茶と水稻を主に栽培しており、申請地には水稻が少し作付けしてありました。</p> <p>農機具は、トラクター、田植機、稲刈り機などを保有しています。</p>

		<p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号63番を審議いたします。</p> <p>立山委員説明をお願ひいたします。</p>
委員	立山	<p>会長より依頼のありました、番号63について報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町安樂〇〇番地2にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市有明町野神〇〇番地3にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、山重小学校より県道を約4キロ進みますと〇〇さんのお住まいの曲集落公民館があります。公民館の北へ200メートル行ったところに畑があります。</p> <p>田の方は、公民館より東の方へ200メートル行った県道沿いにございます。</p> <p>本人宅からは、畑の方が1～2分、田の方が2～3分というところにあります。</p> <p>〇〇さんは、認定農業者であり家族3人お住まいで、夫婦で肉用牛20頭、子牛12頭、稲作を2haぐらい栽培しておられます。畑は牧草を作付けし、田の方は今、ロールが積み上げてありました。牛に給与した後は、また牧草を作付けする予定とのことでした。</p> <p>機械ですが、牧草については、トラクター3台、刈取機からロール、ラップ、収穫の一式、稲作についても田植機、コンバイン、乾燥機等を保有されておりました。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ござ</p>

会場 議長	委員 山下	<p>いませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 山下	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって日程第4、議案第37号、農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり決定をいたしました。</p>
委員	内村	<p>次に、日程第5、議案第38号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についてを議題といたします。</p> <p>10ページ、番号6番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された、内村委員の報告をお願いいたします。</p> <p>議案第38号、番号6番についてご報告します。</p> <p>調査日は5月8日、調査委員は中村委員、小園委員と私内村と事務局から二人でした。</p> <p>申請人は、東京都港区港南五丁目〇〇番30号〇〇の株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。</p> <p>立会人は、株式会社〇〇の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。資料の方は4頁～6頁に記載されております。</p> <p>場所は、県道65号、南之郷志布志線を樽野大越線に進み、柳上樽野線のり900メートルほど進んだところにある棚田橋の手前右手側に位置します。除外の目的は太陽光発電施設です。</p> <p>周囲の状況は、北側は田、東側は原野、南側は山林、西側は公衆用道路です。排水は、北側に排水路を設け道路側に設置してある排水路に接続し、流すとのことでした。排水対策には万全を期すとのことでした。今までの排水路については、市管理の排水路なので接続などよく協議するよう指導いたしました。</p> <p>申請地の農地区分は、10ヘクタールの広がりもなく土地改良事業も入っていないため、第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農用地より除外してもやむをえないのではないかと意見の一致をみました。ご審議方、よろしくお願ひし</p>

議長	山下	ます。
		はい、ご苦労さまで ございました。これにつきまして、なにかご意見 ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。農用地区域 からの除外を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。
		次に、番号7番を 審議いたします。
		同じく、現地を調査された、内村委員の 報告をお願いいたします。
委員	内村	議案第38号、番号7番についてご報告します。
		調査日は5月8日、調査委員は中村委員、小園委員と私内村と事務局か ら二人でした。
		申請人は、東京都港区港南〇〇番30号〇〇の株式会社〇〇代表取締役〇 〇さんです。
		立会人は、株式会社〇〇の〇〇さんでした。
		申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。資 料の方は、7頁～9頁に記載されています。
		場所は、先ほどの場所と同じところにあります。
		除外の目的は太陽光発電施設です。
		周囲の状況は、北側は公衆道路、東側は田、南側は公衆道路、西側は田 です。
		排水は、基本的には自然放流であります。東側に排水路を設け道路側 に設置してある非水路に接続し、流すとのことでした。
		今までの排水路については、市管理の排水路なので接続などよく協議す るよう指導いたしました。
		申請地は、10ヘクタールの広がりもなく土地改良事業も入っていないた め、第2種農地のその他の農地に該当します。
		以上のことにより、調査員協議の結果、農用地より除外してもやむをえ ないのではないかと意見の一致をみました。ご審議方、よろしくお願ひし ます。
議長	山下	はい、ご苦労さまで ございました。これにつきまして、なにかご意見

		<p>ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。農用地区域からの除外を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号8番を 審議いたします。</p> <p>現地を調査された、萩迫委員の 報告をお願いいたします。</p>
委員	萩迫	<p>それでは、議案第38号、番号8番についてご報告いたします。</p> <p>調査日は5月8日、調査委員は南委員、坪山委員と私と事務局より2名でした。別紙資料は10頁～12頁になります。</p> <p>申請人は、志布志市有明町野神〇〇番地〇〇の有限会社〇〇代表取締役〇〇さんです。</p> <p>立会人も、有限会社〇〇代表取締役〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書の記載のとおりでございます。</p> <p>場所ですが、野神の広域農道沿いに堀口園がございますが、その手前を東へ約300メートル行ったところがございます。</p> <p>用途区分変更の目的は、農業用倉庫・車庫・駐車場です。</p> <p>周囲の状況ですが、北側は用悪水路、東側は公衆道路、南側は畑、西側は畑です。指導内容としまして、一部は既に駐車場として使用されておりました。始末書が添付されておりますが今後気をつけるよう指導いたしました。</p> <p>申請地の農地区分は、農用地区域内農地であり、農用地利用計画で指定された用途に供する場合は農地の転用も可能です。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、用途区分の変更をしても問題はないのではないかと意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまで ございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。用途区分の</p>

		変更を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。
		次に、番号9番を審議いたします。
		現地を調査された、南委員の報告をお願いいたします。
委員	南	議案第38号、番号9番についてご報告いたします。
		調査日は5月8日、調査委員は坪山委員、萩迫委員と私、それに事務局より2名、農政畜産課1名でした。
		申請人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地〇〇の〇〇さんです。
		立会人は、〇〇さんの奥さんの〇〇さんでした。
		申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。
		場所は、そうかい道沿いにあるラーメン秀の北側です。資料の13ページから15ページを参照下さい。
		今までは、集荷業者が各ほ場まで、集荷に来ていたそうなのですが、一か所に集めたところに来るようになるとのことで、農業用集出荷施設・倉庫及び駐車場として、利用するものとのことでございます。
		周囲の状況は、北側は農地、これは自分の所有でございます。東側は市道、南側は宅地、西側はそうかい道になります。排水は、市道及びそうか道の側溝へ流すとのことでございました。
		申請地は、農用地区域内であり農用地利用計画で指定された用途に供する場合、転用の許可も可能です。
		以上のことにより、調査員協議の結果、用途区分の変更をしても問題ないとの意見の一致をみました。
		ご審議方、よろしく申し上げます。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。用途区分の変更を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。
		よって、日程第5、議案第38号、農業振興地域整備計画変更協議に係

<p>委員 小園</p>	<p>る意見については、計画変更を認めるよう、市長に提出することに決定をいたしました。</p> <p>次に、日程第6、議案第39号、農地転用事業計画変更申請の承認についてを議題といたします。</p> <p>12ページ、番号1番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された小園委員の報告をお願いいたします。</p> <p>議案第39号、番号1番を報告いたします。</p> <p>調査日は5月8日、調査委員は中村委員、内村委員と私でございます。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町帖〇〇番地1にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>譲受人は、大阪府吹田市江坂町一丁目〇〇番〇〇号、株式会社〇〇代表取締役〇〇さんでございます。立会人は、株式会社〇〇の〇〇さんでございます。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等は議案書に記載されているとおりです。</p> <p>場所ですが、県道志布志南之郷線沿いの志布志町の田屋敷地区に全農サイロの倉庫があります。そこを志布志方面に見て、左に300メートル程進んだ右手の場所でございます。</p> <p>今回の事業計画変更は、その議案書に書いてあるとおり28年の8月に県の許可を得て、実際に工事されたわけですけどその時に貯水池を設けていなかったということでその後、申請地付近の県道に流出するという事等もあって、県から早急に是正するよう市道を受けて今回のことになったということでありました。</p> <p>今回、建設済の下に掘削することが困難であるということで、代替地としてパネル付近の雨水を集約する場所、貯水池を設けるということで事業計画に至ったということでありました。</p> <p>周辺の状況は、北側は山林、東側は山林、南側は畑、西側は山林ということでございます。その他の指導として、今回新たに設けます貯水池がオーバーフローした場合に備えて、市道の側溝までしっかりと排水ができるように対策を講じることを指導したところでございます。申請地の農地区分は、第2種農地の市街地近接農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、事業計画変更を認めても問題ないとの意見の一致をみましましたのでご審議よろしくお願い申し上げます。</p>
<p>議長 山下</p>	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ござ</p>



会場 議長	委員 山下	<p>いませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 山下	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第6、議案第39号、農地転用事業計画変更申請の承認については、変更を認めるよう、県知事に進達することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第7、議案第40号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p>
委員	中村	<p>最初に、14ページ、番号29番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された中村委員の報告をお願いいたします。</p> <p>議案第40号、番号29番について報告いたします。</p> <p>調査日は5月8日、調査委員は小園委員、内村委員と私中村と事務局でございました。</p> <p>譲渡人は、長野県北佐久郡御代田町大字馬瀬口〇〇番地4にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町志布志〇〇番5号にお住まいの株式会社〇〇さんでございまして、立会人は、〇〇の〇〇さんでした。</p> <p>別紙説明資料は19頁から21頁になります。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、大原の信号を港に向かって200メートルぐらい進んで左折し、100メートル先の左側で現在飼料作のイタリアンが作付けされておりました。</p> <p>転用目的は建売住宅でございます。</p> <p>周囲の状況は、北側は公衆道路、東側は畑、南側は公衆道路、西側は畑でございます。</p> <p>排水につきましては、市道の排水路を利用するとのことございました。</p> <p>その他、境界については、ブロックを積んでそして盛土をして建設する予定とのことございました。</p> <p>申請地は10ヘクタール以上の広がりがあり、第1種農地に該当します。第1種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続の要件を満たしていると思われま</p>

		す。
		以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。
		ご審議方、よろしくお願ひします。
議長	山下	はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。
		次に、番号 30 番を審議いたします。
		現地を調査された小園委員の報告をお願いいたします。
委員	小園	議案第 40 号、番号 30 番についてご報告いたします。
		調査日は 5 月 8 日、調査委員は中村委員、内村委員と私でございます。
		譲渡人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地 8 にお住まいの〇〇さんです。
		譲受人は、志布志市志布志町志布志〇〇番 5 号にお住まいの株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。立会人は、〇〇の〇〇さんでございました。
		別紙説明資料は 22 頁から 24 頁で、申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりでございます。
		場所ですが、志布志町安楽にあります安楽小学校から平城方向に 100 メートルほど進み、そこから左にまた 100 メートルほど進んだ右手の土地でございました。
		転用目的は建売住宅ということでございます。
		周辺の状況ですけど、北側は宅地、東側は公衆道路、南側は畑、西側は山林です。排水は、公衆道路に設置してある側溝に流すということでありました。
		申請地の農地区分は、10 ヘクタール以上の広がりもなく、土地改良事業もはいつていないため第 2 種農地のその他の農地に該当します。
		以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみたところでございます。
		ご審議、よろしくお願ひします。

議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号 31 番を審議いたします。 現地を調査された中村委員の報告をお願いいたします。
委員	中村	はい。番号 31 番について報告いたします。 調査日は 5 月 8 日、調査委員は小園委員と内村委員と私と事務局でございました。 貸人は、志布志市志布志町志布志〇〇番地 1 にお住まいの〇〇さんでございます。借人が、福岡県福岡市東区舞松原〇〇番〇〇号にお住まいの〇〇合同会社 代表社員〇〇さんでございまして、立会人も本人の〇〇さんでございました。 申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。総会資料の 25 頁から 27 頁に記載されております。 場所については、曲瀬の浦島釣具店より尾野見の方に向かって 300 メートルぐらい進み、右折し、100 メートル行ったところの右側でございます。 転用目的は太陽光発電施設でございます。 周囲の状況は、北側は山林、東側も山林、南側も山林、西側は公衆道路です。排水につきましては、溜枡を掘って流すとのことございまして、周囲が貸人の山林であるため排水については十分注意するよう指導いたしました。 申請地は 10 ヘクタール以上の広がりもなく、土地改良事業もはいていないため第 2 種農地のその他の農地に該当します。 以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。 ご審議方、よろしく申し上げます。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。

会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 よって、日程第7、議案第40号、農地法第5条の規定による許可申請については、転用を認めるよう、県知事に進達することに決定いたしました。 次に、日程第8、議案第41号、非農地証明願の承認についてを議題といたします。 最初に、16ページ、番号15番を審議いたします。 現地を調査された、内村委員説明をお願いいたします。
委員	内村	はい、議長。議案第41号、番号15番について報告します。 調査日は5月8日、調査委員は中村委員、小園委員と私と、事務局から2人でした。 申請人は、志布志市志布志町帖〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。立会人も〇〇さん本人でした。 申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。資料は28ページから30ページに記載されております。 場所は、志布志小学校前の県道3号線を沢目記方面から東町郵便局方面へ向かい岡留酒店前T字交差点から40メートルほど南へ向かい、さらに80メートルほど西へ行ったところにあります。 周囲の状況ですが、北側は宅地、東側は宅地、南側も宅地、西側は山林です。申請地には20年以上経過していると見られる住宅が建っており、農地として復元することは困難と判断いたしました。 以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしく申し上げます。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農

会場 議長	委員 山下	<p>地と証明することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 16 番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された、萩迫委員説明をお願いいたします。</p>
委員	萩迫	<p>はい、議長。それでは、議案第 41 号、番号 16 番について報告いたします。</p> <p>別紙資料は 31 ページから 33 ページになります。</p> <p>調査日は 5 月 8 日、調査委員は南委員、坪山委員と私と、農政畜産課 1 名、事務局 2 名でした。</p> <p>申請人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>立会人は〇〇さん本人でした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりでございます。</p> <p>場所ですが、高規格道路有明北インターより県道志布志福山線を岩川方向へ約 1.3 キロ行ったところがございます。</p> <p>1ヶ所は牛舎の法面になっておりました。もう一筆は牛舎側の北側にあり、〇〇さんが相続した時は既に山林化していたということでした。</p> <p>周囲の状況ですが、北側は山林、東側は用悪水路、南側は用悪水路、西側は山林です。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願いいたします。以上報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場 議長	委員 山下	<p>(なし)</p> <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 山下	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 17 番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された、南委員説明をお願いいたします。</p>

委員	南	<p>番号 17 番について報告します。</p> <p>調査日は 5 月 8 日、調査委員は坪山委員、萩迫委員と私、それに事務局 2 名、農政畜産課 1 名でした。</p> <p>申請人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地の〇〇さんで、立会人は〇〇さん本人でした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書の記載のとおりでございます。</p> <p>場所は、国道 220 号、春日歯科医院の北側でございます。</p> <p>別紙資料は 34 ページから 36 ページをご参照ください。</p> <p>昭和 50 年頃に植えられて、そして昭和 54 年頃に本宅を増築して、歯科医院との間の庭として花木が植栽されて現在に至ったとのことでございます。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願いいたします。以上報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(異議なし)</p>
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 18 番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された、坪山委員説明をお願いいたします。</p>
委員	坪山	<p>はい、議長。議案第 41 号、番号 18 番について報告いたします。</p> <p>資料は 37 ページから 40 ページを参照下さい。</p> <p>調査日は 5 月 8 日でした。調査委員は南委員、萩迫委員と私と、事務局、農政畜産課でした。</p> <p>申請人は、志布志市有明町山重〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。立会人は〇〇さんと息子さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりでございます。</p>

		<p>場所は、国道 260 号線の大崎から岩川方面に向かいますと左側に山重小学校がありますがその南側にあります。</p> <p>周囲の状況ですが、北側は学校用地、東側は雑種地、南側は畑、西側は原野です。</p> <p>申請地は 50 年以上前から牛舎として利用されておりまして、農地として復元することは困難と判断されます。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願ひいたします。以上報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって日程第 8、議案第 41 号、非農地証明願の承認については、非農地と証明することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 9、議案第 42 号、非農地証明願に伴う調査委員の指名についてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
主任主査	中尾	<p>はい、議長。</p> <p>それでは、議案第 42 号 非農地証明願に伴う、調査委員の指名について、ご説明申し上げます。議案書は、18 ページでございます。</p> <p>非農地証明につきましては、農地法に基づく行政処分ではなく、農業委員会が証明行為として、交付するものです。</p> <p>始に、番号 16 の願出人は、志布志町志布志〇〇番地〇〇さんです。</p> <p>土地は、志布志町志布志字杉木 2229 番 2 畑 362 平方メートルでございます。</p> <p>申請地は、志布志市立図書館の北、道路向かいの駐車場の北側の土地でございます。現在、山林化しております。</p> <p>続いて、番号 17 の願出人は、志布志町安楽〇〇番地 1 〇〇さんです。</p> <p>土地は、志布志町安楽字宮脇 1144 番 1 畑 547 平方メートルでございます。</p>

申請地は、市道安楽線を安楽郵便局より、南へ130m進んだ所でございます。現在、宅地化しております。

続いて、番号18の願出人は、志布志町帖〇〇番地 〇〇さんです。  
土地は、志布志町帖字梨ノ木3539番1畑1,070平方メートルでございます。

申請地は、市道町原線を志布志中学校より北西へ600m進んだ所でございます。現在、宅地化しております。

続いて、番号19の願出人は、志布志町帖〇〇番地2 〇〇さんです。  
土地は 志布志町帖字北ノ又4231番1畑51平方メートルでございます。

申請地は、市道町原線を、志布志中学校より、東へ400m進んだところより市道西谷線を北西に270mさらに市道北又線を北に800m進んだ所でございます。

現在、宅地化しております。

続いて、番号20の願出人は、松山町泰野〇〇番地 〇〇さんです。  
土地は、志布志町帖字北ノ又4232番1畑75平方メートルでございます。

申請地は、先程の番号19の 東側の隣接地でございます。

現在、宅地化しております。

続いて、番号21の願出人は、志布志町帖〇〇番地1 〇〇さんです。  
土地は、志布志町帖字別府前8619番 田928平方メートルでございます。

申請地は、県道3号、日南志布志線を志布志小学校より、北東に1km進んだところより市道益倉線をさらに北東へ2km進んだ所でございます。

現在、原野化しております。

続いて、番号22の願出人は、鹿児島市吉野町〇〇番地12 〇〇さんです。  
土地は、有明町伊崎田字八ツ俣2266番1 畑2,282平方メートルでございます。

申請地は、市道山ノ口・鍋1号線を、高下谷公園より、北西へ1.1km進んだ所でございます。

現在、原野化しております。

続いて、番号23の願出人は、有明町伊崎田〇〇番地 〇〇さんです。  
土地は有明町野井倉字下口935番1836平方メートル、同じく939番1 472平方メートル、同じく940番1 204平方メートルでございます。地目は全て畑でございます。

申請地は、県道523号志布志・有明線を、有明郵便局より、東に1km進んだところより、市道早馬・風八重線を、北東へ590m進んだ所でございます。現在、原野化しております。



続いて、番号24の願出人は、有明町蓬原〇〇番地1 〇〇さんです。  
 土地は、有明町野神字池田 378番1田 904平方メートルでございます。  
 申請地は、県道523号、志布志・有明線を、野神小学校より、北に460m  
 進んだところより農道を、西へ450m進んだ所でございます。現在、山林化  
 しております。

続いて、番号25の願出人は、有明町野井倉〇〇番地 志布志市〇〇です。  
 土地は、有明町野神字水道2707番1 1,547平方メートル、同じく2707番3 94平  
 方メートル、同じく2708番6 3,849平方メートル でございます。

地目は全て畑でございます。

申請地は、県道523号志布志・有明線を、野神小学校より、北に1.7 k m  
 進んだ所でございます。

現在、山林と原野化しております。

最後に、番号26の願出人は、有明町山重〇〇番地2 〇〇さんです。  
 土地は、有明町山重字細工谷11454番1,440平方メートル、同じく11455番 2,692  
 平方メートルでございます。地目は全て田でございます。

申請地は、国道269号線を、山重小学校より、北東へ1 k m進んだ所でご  
 ざいます。現在、原野化しております。

現地調査は、3名で行うこととなっておりますので、番号16から21を  
 橋口委員、白坂委員、道山委員。番号22から26を野口委員、原田委員、青  
 山委員でご提案いたします。

以上で説明を終わります。ご審議方、よろしくお願いいたします。

ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、なにか  
 ご意見ございませんか。

(なし)

ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定するこ  
 とにご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって日程第9、議案第42号、非農地証明願に伴う調査委員の指名に  
 ついては、原案どおり決定いたしました。

次に、日程第10、議案第43号、農用地利用集積計画決定についてを議  
 題といたします。

議長 山下

会場 委員

議長 山下

会場 委員

議長 山下

<p>主幹兼係長 新村</p>	<p>農用地利用集積計画の、利用権の設定、利用権の転貸について事務局で説明いたします。</p> <p>議案第43号、農用地利用集積計画決定の利用権の設定について、ご説明申し上げます。</p> <p>議案書は、21頁から32頁となっております。</p> <p>まずは、議案書21頁の利用権設定の総括表を説明いたします。</p> <p>公告日は平成29年5月31日で、始期は平成29年6月1日であります。</p> <p>設定期間が3年から12年までで終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。</p> <p>利用権の設定面積は、田が1万2,080㎡、畑が7万2,321.77㎡、樹園地が8,695㎡で、合計しますと9万3,096.77㎡となります。</p> <p>申請件数は、29件となり、うち更新分は4件で9,309㎡となっております。</p> <p>利用権の設定をする者の数が29名で、利用権の設定を受けようとする者の数が23名であります。</p> <p>利用権の設定を受けようとする者が、利用権の設定をする者の数より6名少ないのは、受け手・貸し手双方による複数の方との契約があるためです。</p> <p>詳細につきましては22頁からの明細表をご確認ください。</p> <p>以上で、議案第45号、農用地利用集積計画決定の利用権の設定の説明を終わります。</p> <p>ご審議方よろしくお願いたします。</p>
<p>議長 山下</p>	<p>ただいま説明がございましたが、利用権の設定について、これより審議にはいります。</p> <p>それでは、22ページ、番号1番から、32ページ、番号30番までと、21ページの総括表を審議いたします。</p> <p>これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって日程第10、議案第43号、農用地利用集積計画決定については、原案どおり決定いたしました。</p>

次長 桑迫

次に、日程第 11、議案第 44 号、農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名についてを議題といたします。

事務局で説明いたします。

はい議長。

それでは、議案第44号の農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名について、ご説明いたします。

議案書は34ページとなっています。

番号12番の申出者〇〇さんは、曾於市末吉町にお住いの方で、売買の申出でございます。

土地は、志布志町田之浦字尾口1333番3 田で692㎡の1筆です。

土地の場所は、県道南之郷・志布志線 の田之浦の牧野公民館から高岡口の方へ400メートルほど進み左折し、農道を400メートルほど進んだ左側にあります。

田は、現在 何も耕作されていませんが、耕作可能です。

あっせん委員の指名につきましては、隈元委員と前迫委員でご提案いたします。

番号13番の申出者〇〇さんは、志布志町安楽にお住いの方で、売買の申出でございます。

土地は、志布志町安楽 字 門前堀3193番1 畑で2,272㎡の1筆です。

土地の場所は、県道柿の木・志布志線の中山信商店前から尾野見の方へ350メートルほど進み、西へ350メートルほど進んだ左側にあります。

畑は、現在 芝が耕作してあります。

あっせん委員の指名につきましては、西江園委員と吉松委員でご提案いたします。

番号14番の申出者〇〇さんは、松山町新橋にお住いの方で、売買の申出でございます。

土地は、松山町新橋 字 古園6068番7畑で4,861㎡と同じく6071番1田で 797㎡の2筆です。

土地の場所は、高規格道の松山インターから県道塗木・大隅線を泰野の方へ700メートルほど進み、右折し南へ300メートルほど進んだ左側にあります。

畑と田は、現在、何も耕作してありませんが、耕運がしてあります。

	<p>あっせん委員の指名につきましては、谷口委員と大迫委員でご提案いたします。</p> <p>番号15番の申出者〇〇さんは、松山町尾野見にお住いの方で、売買の申出でございます。</p> <p>土地は、松山町尾野見 字 古渡1201番 2 畑で3,015㎡の1筆です。</p> <p>土地の場所は、市道中原・柏木線の尾野見小学校から260メートルほど柏木の方に進み右折し、市道古渡・論田線の古渡公民館前からを東の方へ900メートルほど進んだ右側にあります。</p> <p>畑は、現在、何も耕作してありませんが、耕作可能です。</p> <p>あっせん委員の指名につきましては、隈元委員と中村委員でご提案いたします。</p> <p>番号16番の申出者〇〇さんは、有明町野井倉にお住いの方で、売買の申出でございます。</p> <p>土地は、有明町蓬原 字 山後2324番 4 畑で6,542㎡と、同じく2332番 1 畑で1,648㎡の2筆です。</p> <p>土地の場所は、曾於街道のあおぞら農協西部支所前から市道重田・岩屋線を1.2キロメートルほど重田の方に進み右折し、100メートルほど進んだところにあります。</p> <p>畑は、現在、何も耕作してありませんが、耕作可能です。</p> <p>あっせん委員の指名につきましては、上野委員と坪山委員でご提案いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議方 よろしく お願いいたします。</p>	
議長	山下	ただいま説明がございましたが、これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 <p>よって、日程第11、議案第44号、農業経営基盤強化促進法に基づく、あっせん委員の指名については、提案のとおり決定いたしました。</p> <p>指名された委員の方々は、よろしくお願いいたします。</p>

<p>局長 福岡</p>	<p>次に、日程第 12、議案第 45 号、農業委員会活動の平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の承認についてを議題といたします。</p> <p>事務局で、説明をいたします。</p> <p>はい、議長。</p> <p>それでは、日程第 12、議案第 45 号、農業委員会活動の平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の承認についてをご説明申し上げます。</p> <p>この案件につきましては、本年 3 月の定例総会の 議案第 27 号で、29 年 2 月までの実績等を報告し、決定を いただいた ところで ございます。</p> <p>その後、3 月分等を 調整した結果、議案書 41 ページ「農地法等によりその権限に属された事務に関する点検の、「1 農地法第 3 条の許可事務」につきまして、1 年間の処理件数 134 件が 143 件に、同ページ下の「2 農地転用に関する事務」の 1 年間の処理件数が 91 件となっております。</p> <p>この調整をおこなった後、市のホームページに、4 月 1 日から 4 月 30 日まで、1 ヶ月間 掲載致しまして、市民の意見を募集した ところで ございます。</p> <p>1 ヶ月間、市民の意見を 聞いたわけではありますが、意見等は ありませんでした。</p> <p>そのことにより、再度、平成 28 年度の目標及び その達成に向けた 活動の点検・評価につきまして、御承認いただくものでございます。</p> <p>以上で、説明を 終わります。</p>
<p>議長 山下</p>	<p>ただいま説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>ご意見もないようでございますので、これで決定することにご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第 12、議案第 45 号、農業委員会活動の平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の承認については、決定しました。次に、日程第 13、議案第 46 号、農業委員会活動の平成 29 年度の目</p>

<p>局長 福岡</p>	<p>標及びその達成に向けた活動計画の承認についてを議題といたします。</p> <p>事務局で説明をいたします。</p> <p>はい、議長。</p> <p>それでは、日程第 13、議案第 46 号、農業委員会活動の 平成 29 年度の目標 及び その達成に向けた 活動計画の 承認についてをご説明申し上げます。</p> <p>議案 第 45 号でも、申し上げましたが、この案件に つきましても、本年 3 月の定例総会の 議案第 28 号で、決定をいただき、市民の意見を聞くため、市のホームページに、4 月 1 日から 4 月 30 日 まで、1 ヶ月間掲載したところでございます。</p> <p>その結果、意見等は ありませんでしたので、再度、平成 29 年度の 目標及び その達成に向けた 活動計画として 承認をいただくものです。ご審議方、よろしく お願い申し上げます。</p>
<p>議長 山下</p>	<p>ただいま説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>ご意見もないようでございますので、これで決定することにご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第 13、議案第 46 号 農業委員会活動の 平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認については 決定いたしました。</p> <p>以上で、全日程を終了いたしました。</p> <p>これで、本日の会議を終了いたします。</p> <p>ご苦勞様でした。</p>